

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）（注1）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の基本財産として、下記の土地を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

土地の表示

- | | | | | |
|---|-----|----------|------|------|
| 1 | 所在地 | 茨城県古河市〇〇 | 〇〇番地 | （注2） |
| 2 | 地目 | 宅地 | | |
| 3 | 面積 | 〇〇〇〇㎡ | | |

第2条 甲は、前条による贈与を同法人成立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これより損害が発生した場合、甲は損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を所持する。

年 月 日

贈与者（甲）は印鑑登録証明書と一致

甲 住所

氏名

実印

乙 住所

社会福祉法人〇〇〇〇会

設立代表者（注1）

実印

・設立代表者が贈与する場合は
代理人を選任すること

（注1） 設立代表者から贈与を受ける場合については、次の例によること。

社会福祉法人〇〇〇〇会設立代表者→社会福祉法人〇〇〇〇会特別代理人

（注2） 土地・建物の表示は登記簿謄本どおり記載すること。